

障害給付額表

等級 (給付割合)	身体障害	1口あたりの 給付金額
第1級 (高度障害) (10割)	①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100万円
第2級 (7割)	⑨1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの ⑩10手指を失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの ⑪1肢に第3級の⑭から⑯までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の⑭から⑯までまたは第4級の⑳から㉑までのいずれかの身体障害を生じたもの ⑫両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70万円
第3級 (5割)	⑬1眼の視力を全く永久に失ったもの ⑭1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ⑮1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの ⑯1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの ⑰10足指を失ったもの ⑱脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50万円
第4級 (3割)	⑲両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの ⑳言語またはしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの ㉑中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの ㉒1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ㉓1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの ㉔1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの ㉕1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの ㉖1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの ㉗10足指の用を全く永久に失ったもの ㉘1足の5足指を失ったもの	30万円
第5級 (1.5割)	㉙1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㉚1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㉛1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの ㉜1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの ㉝1足の5足指の用を全く永久に失ったもの ㉞両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの ㉟1耳の聴力を全く永久に失ったもの ㊱鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの ㊲脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15万円
第6級 (1割)	㊳1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㊴1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの ㊵1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの ㊶1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの ㊷1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの ㊸1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの ㊹1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10万円

加入者(被保険者)のみなさまへ  
 福祉団体定期保険は契約者…船引町商工会、被保険者…当商工会の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…当商工会の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および当パンフレット記載の内容をご確認ください。なお、ご加入保険金額は加入申込書兼告知書記載の金額です。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」当パンフレット、加入申込書兼告知書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。  
 生命保険契約者保護機構 <https://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

■パンフレットに記載の制度内容は将来変更されることがあります。

【お問合せ先】  
 **船引町商工会**  
 〒963-4312 田村市船引町船引字上中田17-1  
 TEL 0247-82-4264 FAX 0247-82-0296

【福祉団体定期保険引受保険会社】  
 **アクサ生命保険株式会社**  
 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3  
 TEL 03-6737-7777(代表)

【取扱店】  
**アクサ生命保険株式会社 郡山営業所**  
 〒963-8005 郡山市清水台1-3-8 郡山商工会議所会館5F  
 TEL 024-934-1285 FAX 024-934-1543

AXA-A1-2207-0527/556

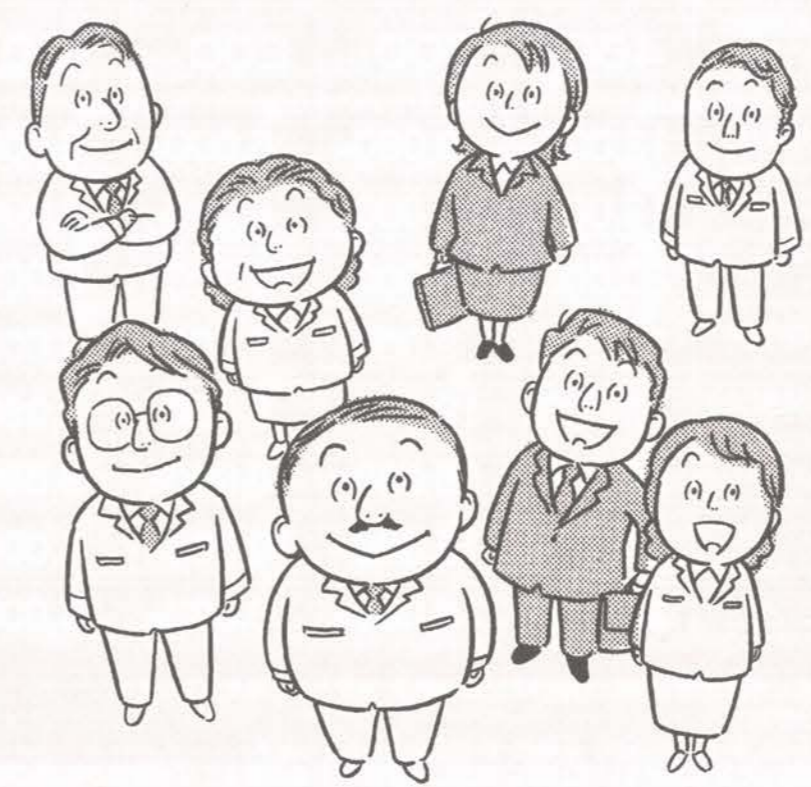
会員事業所のみなさまへ

# 生命共済制度

災害保障特約付 福祉団体定期保険  
 +船引町商工会独自の給付制度(見舞金・祝金制度)

**ご注意ください** 船引町商工会独自の見舞金等の給付制度と同商工会がアクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険\*を組み合わせた保障プラン名称が生命共済制度です。それぞれを個別にご加入いただくことはできません。

\*災害保障特約付福祉団体定期保険



**福利厚生制度**  
 にご活用いただけます

**商工会独自の  
 給付制度も!**

毎年収支計算し剰余金があれば  
**配当金**も!

1年更新で医師の  
**診査なし**

業務上・業務外を問わず  
**24時間保障**

**【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】**

- 本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。
- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会に提供されます。
  - ②当商工会は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
  - ③アクサ生命は、当商工会から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実に使用することがあります。アクサ生命は、当商工会をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
  - ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取扱われます。
  - ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

**【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】**

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身の意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。お申込みください。  
 ※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。

 **船引町商工会**

## 生命共済制度の内容

### 保障内容と月額掛金

お支払事由		口数/月額掛金	4口 4,000円	3口 3,000円	2口 2,000円	1口 1,000円	
災害保障特約付福祉団体定期保険	不慮の事故*により	死亡されたとき ＜死亡保険金+災害保険金＞	800万円	600万円	400万円	200万円	
		所定の高度障害状態(別表第1級)のいずれかになられたとき ＜高度障害保険金+障害給付金(10割)＞	800万円	600万円	400万円	200万円	
		所定の身体障害状態(別表第2級～第6級)になられたとき ＜障害給付金＞	280万円 ～40万円	210万円 ～30万円	140万円 ～20万円	70万円 ～10万円	
	*以外により	5日以上入院されたとき (同一事故による入院は通算120日限度(注)) ＜入院給付金＞	1日につき 6,000円	1日につき 4,500円	1日につき 3,000円	1日につき 1,500円	
船引町商工会独自の給付制度	不慮の事故により	通院見舞金 (1人保険期間中2回限度)	5日以上14日以内	一律 12,000円	一律 9,000円	一律 6,000円	一律 3,000円
			15日以上24日以内	一律 16,000円	一律 12,000円	一律 8,000円	一律 4,000円
			25日以上	一律 20,000円	一律 15,000円	一律 10,000円	一律 5,000円
	病気に より	入院見舞金 (1人保険期間中1回限度)	5日以上14日以内	一律 12,000円	一律 9,000円	一律 6,000円	一律 3,000円
			15日以上24日以内	一律 16,000円	一律 12,000円	一律 8,000円	一律 4,000円
			25日以上	一律 20,000円	一律 15,000円	一律 10,000円	一律 5,000円
	結婚祝金			一律 20,000円	一律 15,000円	一律 10,000円	一律 5,000円
	出産祝金			一律 20,000円	一律 15,000円	一律 10,000円	一律 5,000円

(注)更新前の入院日数を含みます。

- ・掛金は年齢・性別に関係なく一律です。掛金は、福祉団体定期保険の保険料率計算の結果、変更となる場合があります。
- ・上記掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。
- ・保険期間中に加入者(被保険者)が上記お支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。
- ・災害保険金、障害給付金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当されたときにお支払いします。
- ・災害保険金は加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因として死亡された場合にもお支払いします。
- ・障害給付金は(別表)障害給付額表に定めるいずれかの身体障害に該当された場合に所定の給付割合でお支払いします。(通算10割限度)
- ・船引町商工会独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。
- ・船引町商工会独自の給付制度による見舞金は、福祉団体定期保険の保険金・給付金と重複してお支払いしません。祝金の対象者は加入期間が1年以上ある方とします。
- ・下記の「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当した場合は、商工会独自の給付制度も福祉団体定期保険と同様に取扱います。※詳細は、「見舞金・祝金制度」規約にてご確認ください。

### 保険金・給付金をお支払いしない場合など

福祉団体定期保険について、次のような場合には保険金などをお支払いできない場合がありますので特にご確認ください。

- 詐欺行為による加入・更新があった場合に、その加入者(被保険者)の加入・更新が取消しとなった場合
- 保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合に、その加入者の加入・更新が無効となった場合
- 契約者・加入者・保険金受取人が、保険金などを詐取る目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたときや、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解除された場合

<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡保険金・高度障害保険金について</li> <li>①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき</li> <li>②契約者・保険金受取人の故意によるとき</li> <li>③契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたとき</li> <li>④戦争その他の変乱によるとき</li> <li>⑤加入者の故意により高度障害状態になられたとき</li> <li>●災害保険金・障害給付金・入院給付金について</li> <li>①契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき</li> <li>②受取人の故意または重大な過失によるとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>③加入者の犯罪行為によるとき</li> <li>④加入者の精神障害を原因とする事故によるとき</li> <li>⑤加入者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき</li> <li>⑥加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき</li> <li>⑦加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき</li> <li>⑧地震、噴火、または津波によるとき</li> <li>⑨戦争その他の変乱によるとき</li> </ul>
---	---

(注)増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

## 生命共済制度の取扱い

### 保険期間

保険期間は1年間(毎年10月1日～その翌年9月30日)で、毎年自動的に更新されます。

### 加入資格・条件

- 1.船引町商工会会員の役員・事業主・従業員(家族従業員を含む)で加入日現在年齢が14歳6か月を超え60歳6か月までの方で、加入(増額)することに同意した方が加入できます。
- 2.新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方\*に限り、注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いいたします。
  - ①加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気がけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
  - ②加入(増額)申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病気がけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病(心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症)、高血圧症、脳卒中(脳出血・脳こうそく・くも膜下出血)、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃かいよう、十二指腸かいよう、すい臓炎、肝臓病(肝炎・肝硬変)、腎臓病(腎炎・ネフローゼ・腎不全)、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

\*申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入(増額)申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。  
・傷病により公休・休暇などで欠勤している方  
・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方(「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など)

- 3.本制度への加入にあたっては、上記1・2の要件を満たす事業所単位の有資格者の方全員のご加入が必要となります。ただし、会員事業所の会社規程等、客観的な基準により、一定の範囲内の方全員のご加入とすることも可能です。
- 4.当商工会を脱会された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。
- 5.入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みをいただきました場合、万一入会できずして脱退した際は、本共済制度のご加入もできません。

### 加入日(効力発生日)

加入申込月の翌月1日から効力が発生します。

### 掛金のお払込み

掛金の払込は、前月の20日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に町内金融機関の口座から自動振替によってお支払いいただきます。初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。(具体例：3月・4月に連続して2ヵ月分の振替ができなかった場合、3月末日付で脱退となります。)

### 加入(増額)・脱退手続

加入(増額)の場合は、所定の加入申込書兼告知書(保険金額変更申込書兼告知書)により、当商工会にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会にご連絡ください。なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

### 加入者票の発行

加入者に対しては、「福祉団体定期保険加入者(被保険者)票」を発行します。

### 保険金などの受取人・請求

- 1.保険期間中に加入者(被保険者)がお支払事由に該当されたとき、保険金・給付金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金・給付金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金・給付金などのお支払いの可能性が認められる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会にご連絡ください。
- 2.保険金・給付金の受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者(被保険者)の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で障害を受けられたとき、入院されたときは、加入者の了解を得てご請求ください。死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、死亡または所定の高度障害状態になられたときに福祉団体定期保険は消滅したものと取扱います。この場合、当生命共済制度からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当されてもその他の保険金・給付金および商工会独自の給付制度のお支払いはありません。
- 3.商工会独自の給付制度の受取人は事業主です。当商工会に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

### 配当金

福祉団体定期保険部分について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

### 税法上の取扱い

#### 法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。(法基通9-3-5)(所基通36-31の2)

#### 個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員が所得税の対象にもなりません。(直審3-8)(所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

### ご加入者のみなさまにご利用いただけるサービスの内容

アクサの付帯サービス	アクサ生命の加入者向けサービス
------------	-----------------

このサービスは「生命共済制度」ご加入のみならずとご家族でご利用いただけます。サービスのご利用方法などの詳細は、アクサ生命ホームページ(www.axa.co.jp/)をご覧ください。